

4/5

(更新日) 2021年12月15日

新潟県三条市塚野目 2171 番地  
株式会社スリーピークス技研

## 該非判定結果

当社が製造する製品が「外国為替及び外国貿易法（外為法）」の輸出貿易管理令別表第1（1～15項）にかかる規制対象貨物に該当するかの判定結果を別紙にて記載します。

■対応法令：2021年12月15日改正施行  
輸出貿易管理令別表第1（1～15項）

該非判定結果は、該当、非該当、対象外に区分します。

区分	内容
該当	輸出貿易管理令別表第1（1～15項）にて規制対象品目であり、かつ省令で定める仕様に該当する製品。
非該当	輸出貿易管理令別表第1（1～15項）にて規制対象品目であるが、省令で定める仕様に該当しない製品。
対象外	輸出貿易管理令別表第1（1～15項）にて規制対象品目がなく、規制の対象とならない製品。

輸出貿易管理令別表第1の16項（キャッチオール規制）には全製品が該当します。

### お問合せ

所在地： 新潟県三条市塚野目 2171 番地  
会社名： 株式会社スリーピークス技研  
担当： 営業部  
電話番号： 0256-33-0571  
メールアドレス： [info@speaks.co.jp](mailto:info@speaks.co.jp)

※本ページと、該当製品ページを印刷してご活用下さい。